

2014年6月18日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

宮城県生活協同組合連合会

集団的自衛権行使容認の閣議決定を行うことに強く反対します。

集団的自衛権の行使を容認することは、日本が攻撃されていないにもかかわらず他国へ武力行使を行うこととなり、たとえ限定的なものであったとしても、これまでの戦争をしない平和国家をめざした日本国憲法および国の在り方を根本から変えるものです。

このような憲法の基本的な原理に関する変更を、国民的な議論を尽くさないまま、閣議決定という内閣の判断による憲法解釈の変更というかたちですすめようとしていることは立憲主義に反し到底許されない行為です。

新聞報道によれば、この間慎重な姿勢を示していた与党・公明党も限定容認の動きがあり、自民党・公明党間の調整がはかられ次第、今国会終了後に閣議決定もありうるとされています。集団的自衛権の「限定的行使」において、「日本の安全に重大な影響を及ぼす場合」であるとの判断は時の政府がすることになります。「海外で武力行使をしてはならない」という憲法上の歯止めを外してしまえば、時の政府の政策判断で、集団的自衛権の行使範囲が拡大される可能性は歴史の証明するところです。

戦後の日本は、先の大戦の苦い経験と反省の上に立ち、現行憲法のもとで平和憲法を掲げ、幾度に渡る国際紛争が生じた際も、対話による平和外交を通じて解決に努め、国際社会の一員として高い評価も得てきました。今日の東アジア等の緊張関係の高まる国際的な諸問題に対しても、平和憲法の基本理念を貫くことで問題を解決すべきと考えます。

私たち生活協同組合は、過去の戦争の体験から「平和とよりよき生活のために」をスローガンにかかげ、組合員が安心して暮らし続けられる平和で持続可能な社会をめざしてきました。憲法9条をはじめとした平和憲法の基本理念は守られるべきと考えています。

閣議決定により憲法の解釈を変えて集団的自衛権の行使を容認していくことに強く反対します。

以上